

令和2年8月31日

保険医療機関（保険薬局）御中

沖縄県国民健康保険団体連合会

診療（調剤）報酬明細書の「摘要」欄への記載事項について

本会の診療報酬審査支払業務につきましては、平素より格別なる御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和2年3月27日付け厚生労働省保険局医療課より「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（保医発0327第1号）において、「摘要」欄への記載事項について通知がありますので、令和2年10月診療分以降の電子レセプトによる請求に際しては、下記について御注意ください。

記

○コメントコードの経過措置

<診療報酬請求書等の記載要領より抜粋>

II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(20) 「初診」、「再診」、「医学管理」、「在宅」、「投薬」、「注射」、「処置」、「手術・麻酔」、「検査・病理」、「画像診断」、「その他」及び「入院」欄について

ア …（省略）…

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Iの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。なお、令和2年3月31日以前から適用されているコードについては、令和2年9月診療分まで選択して差し支えないこと。

…（省略）…

注) 「歯科」及び「調剤」についても、同様。

◆詳しくは、厚生労働用ホームページをご確認ください。

\*別表 I 「レセプト電算処理システム用コード」も確認可能です。

『「診療報酬請求等の記載要領等について」等の一部改正について』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00027.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html)

《お問い合わせ先》

沖縄県国民健康保険団体連合会

審査課

TEL 098-863-2473